

HOKUMON SHINKIN BANK
REPORT 2025

令和7年度上半期
北門信用金庫の現況
令和7年4月1日～9月30日

ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども北門信用金庫に格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

本誌は、当金庫の令和7年度上半期における仮決算主要計数・重要指数、トピックス等についてまとめたものであり、ぜひご覧いただき当金庫へのご理解を深めていただければ幸いです。

今後も全てのお取引先に目を向けた営業に徹し、地域の皆さまから信頼され、必要とされる金融機関であり続けるため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和7年11月

北門信用金庫の概要 (令和7年9月30日現在)

名称	北門信用金庫
本店所在地	北海道滝川市栄町3丁目3番4号 TEL:0125-22-1111(代表) https://www.shinkin.co.jp/hokumon/
創業	昭和24年2月8日
出資金	4億6千7百万円
会員数	12,162名
預金	2,925億円
貸出金	1,202億円
店舗数	23店舗
常勤役員数	212人(出向職員・パート等28人含む)
自己資本比率	16.63%



地域と共に永遠に歩み続ける北門信用金庫の基本理念を象徴したものです。
地域社会と地縁性の強い信金が、互いにガッチリと腕を組んで進む姿を、そして上方に伸びる線は限りない発展を植物の生長になぞらえてシンボライズしたものです。

目次

ごあいさつ・北門信用金庫の概要・目次	2
北門信用金庫と地域社会	3
預金・貸出金の状況	4
自己資本の状況・損益の状況	5
不良債権の状況	6
有価証券の時価情報	7
自己資本比率規制(パーゼルⅢ)による定量開示【単体】	8~10
中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	11
マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止について	
金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について	12
主なトピックス 令和7年度上半期(4~9月)	
北門信用金庫の地域行事への参加	13

※本開示に記載の金額・比率は全て単位未満を切り捨てて表示しております。

※金額の表示は、単位未満の金額は「0」、該当金額がない場合は「-」と表示しております。

※令和6年9月末、令和7年9月末の計数については、当金庫が任意で開示しているものであり、監査法人の監査は受けておりません。



お客さま・会員の皆さま

- 企業支援室
令和7年度再生支援先 5先
- 地域総合相談室
令和7年4～9月
創業・新事業支援先 29先 240百万円

その他の
資産運用
有価証券 94,313百万円
預け金等 80,556百万円

お客さまからお預かりした預金積金は、貸出金の他に一部を有価証券や預け金により運用しております。
有価証券は、格付の高い公社債等で運用し、預け金は信金中央金庫の定期預金を中心にリスクに配慮した安全運用に努めております。



経営方針
地域のみなさまと共に歩み、
地域の発展のためにつくします。

当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

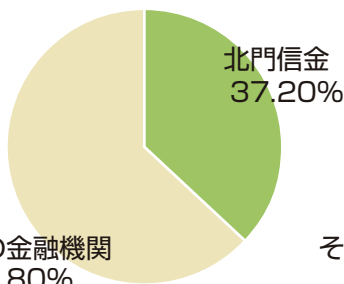
当金庫は、地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。



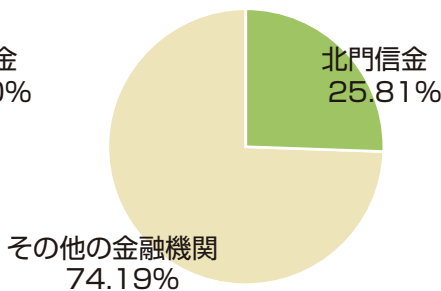
北門信用金庫 常勤役員：212人 店舗数 23店舗
(出向職員・パート等28人含む) 経常利益 326百万円
当期純利益 237百万円

◆中空知地域の占有率

預金占有率



貸出金占有率



◆当金庫が指定金融機関となっている市町

- ・滝川市
- ・歌志内市
- ・奈井江町
- ・浦臼町
- ・上砂川町
- ・新十津川町

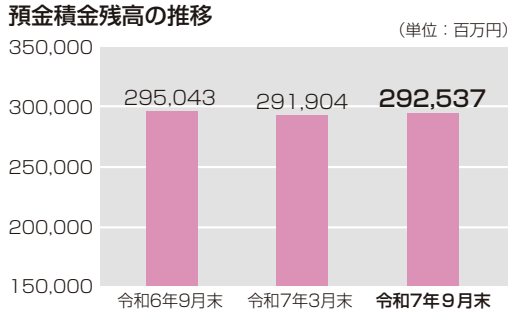
の2市4町

※各計数は令和7年9月30日現在

預金・貸出金の状況

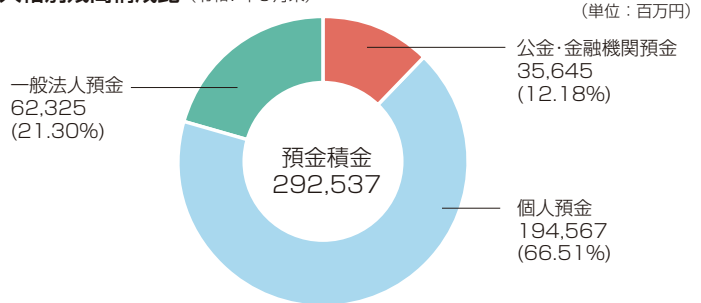
◆預金積金残高の推移

預金積金残高 **2,925 億円**



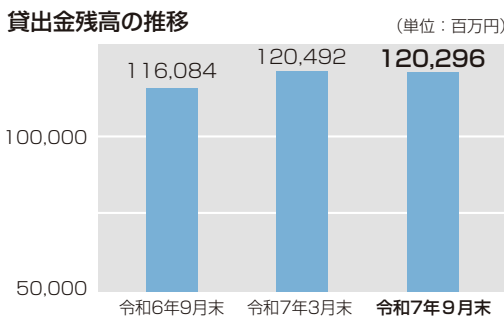
令和7年9月末の預金残高は、公金・金融機関預金で増加したが、個人預金、一般法人預金が減少したことから、全体では前年同期比25億5百万円の減少となりました。また、令和7年4月～9月期の平均残高は前年同期比24億25百万円の減少となりました。

預金人格別残高構成比 (令和7年9月末)



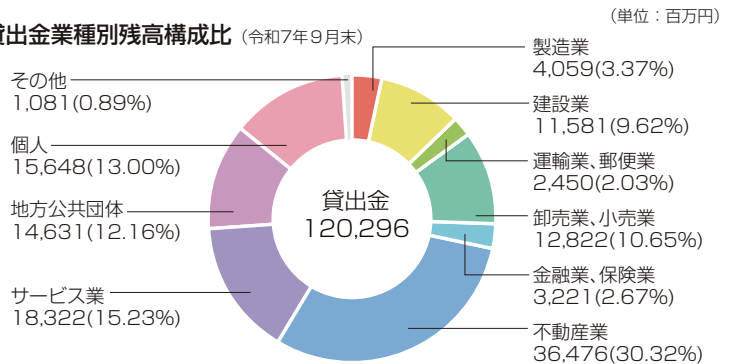
◆貸出金残高の推移

貸出金残高 **1,202 億円**



令和7年9月末の貸出金残高は、事業者向け、個人向け、地方公共団体向けで増加したことから、全体では前年同期比42億12百万円の増加となりました。また、令和7年4月～9月期の平均残高は前年同期比45億83百万円の増加となりました。

貸出金業種別残高構成比 (令和7年9月末)



貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%、先)

業種区分	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末		
	貸出金残高	貸出金残高	貸出金残高	残高構成比	先数
製造業	4,372	4,224	4,059	3.37%	139
農業、林業	392	343	455	0.37%	39
漁業	0	-	-	-	0
鉱業、採石業、砂利採取業	105	51	8	0.00%	1
建設業	11,190	10,258	11,581	9.62%	619
電気・ガス・熱供給・水道業	295	300	352	0.29%	7
情報通信業	209	251	264	0.22%	17
運輸業、郵便業	2,540	2,502	2,450	2.03%	112
卸売業、小売業	12,526	12,933	12,822	10.65%	410
金融業、保険業	1,284	2,000	3,221	2.67%	19
不動産業	37,389	37,989	36,476	30.32%	526
物品賃貸業	1,831	1,603	1,861	1.54%	20
学術研究、専門・技術サービス業	905	938	911	0.75%	74
宿泊業	861	808	770	0.64%	14
飲食業	1,381	1,389	1,400	1.16%	140
生活関連サービス業、娯楽業	1,044	1,022	979	0.81%	81
教育、学習支援業	312	298	294	0.24%	9
医療、福祉	6,998	7,171	6,979	5.80%	127
その他のサービス	4,620	5,005	5,125	4.26%	215
小計	88,263	89,095	90,017	74.82%	2,569
地方公共団体	12,684	16,021	14,631	12.16%	11
個人	15,136	15,376	15,648	13.00%	3,565
合計	116,084	120,492	120,296	100.00%	6,145

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の状況

自己資本比率 **16.63%**

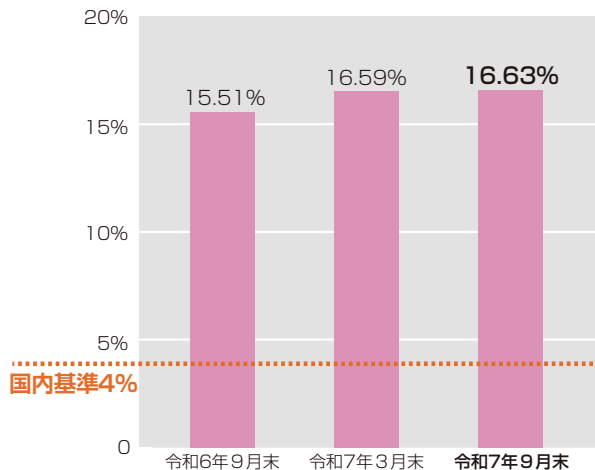
自己資本比率 (令和7年9月末、単位:百万円)

$$\frac{\text{自己資本総額 (19,367)}}{\text{リスク・アセット総額 (116,451)}} \times 100 = 16.63\%$$

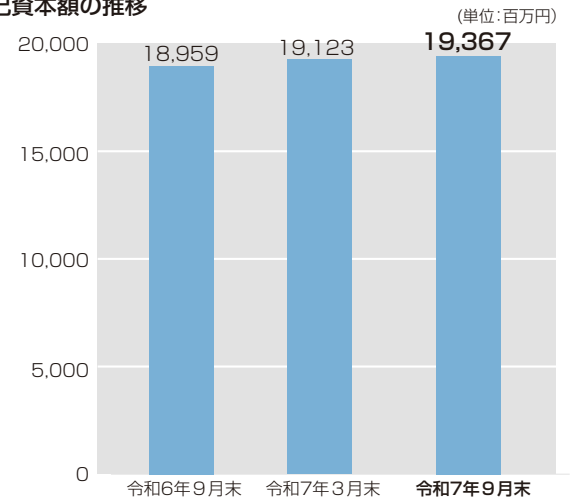
自己資本比率とは、貸出金や有価証券などの損失が発生する可能性のある資産(リスク・アセット)に対する自己資本の額の割合のことで、金融機関の健全性を示す重要な指標であり、比率が高いほど健全な財務体質であるとされています。

当金庫は、従来から自己資本の充実に努め、令和7年9月末の単体自己資本比率は、16.63%と高い水準を維持しており、安心してお取引いただける金融機関であることがお分かりいただけると思います。

自己資本比率の推移



自己資本額の推移



令和7年9月期の単体自己資本比率は、当期純利益237百万円の計上等により、自己資本比率の分子である自己資本額が前年同期比408百万円増加し、19,367百万円になりました。一方、分母となるリスク・アセットは、リスクウエイトの高い資産が減少し、前年同期比5,756百万円減少しました。その結果、自己資本比率は16.63%と前年同期比1.12ポイント上昇いたしました。

国内のみで営業を行う金融機関に求められる基準は、4%以上であり、経営の健全性に問題はありません。

※自己資本比率規制(バーゼルⅢ)については、8ページをご覧ください。

損益の状況

(単位:百万円)

項目	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
業務純益	243	416	335
経常利益	259	522	326
当期純利益	182	370	237

※令和6年9月末、令和7年9月末の貸出金償却及び貸倒引当金は、簡便な方法により自己査定を実施しております。

【用語解説】

■業務純益

貸出金や預金などの信用金庫の本来業務での収益力を示すもの。

■経常利益

業務純益に株式等売買損益、個別貸倒引当金繰入などの臨時収益、臨時費用を加減したもの。

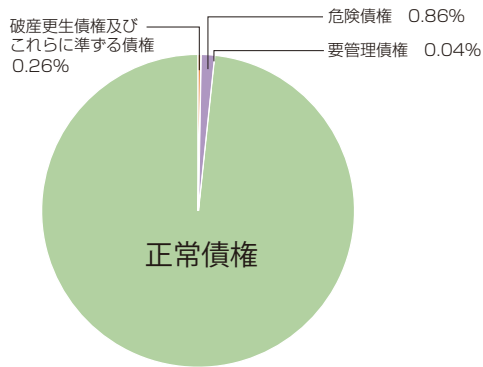
■当期純利益

経常利益から特別利益・特別損失及び税金を加減したもので、最終的な利益となるもの。

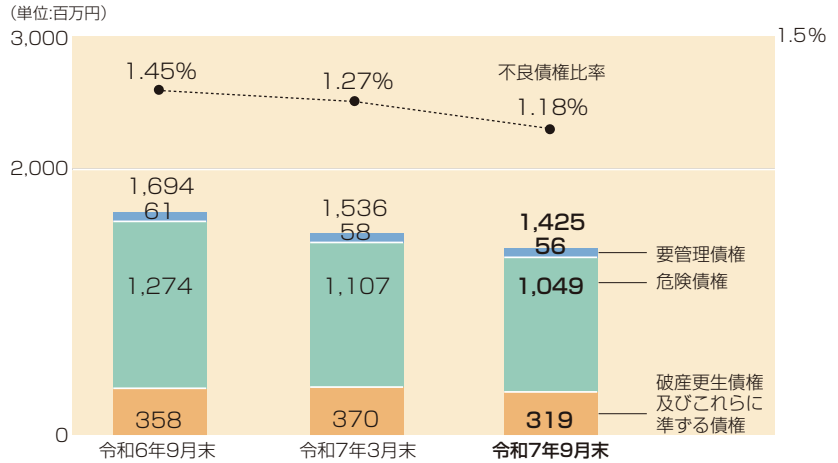
不良債権の状況(金融再生法ベース)

令和7年9月末の不良債権(金融再生法に基づく開示債権)は、前年同期比2億69百万円減少して、14億25百万円となりました。このうち担保及び公的機関の保証が10億11百万円、貸倒引当金として3億6百万円を計上していることから、保全率は92.48%、未保全額は1億7百万円となっていますが、万一の場合でも当金庫の自己資本額193億67百万円によって、十分に補填できる体力が備わっております。

◆金融再生法開示債権構成比 (令和7年9月末)



◆金融再生法開示債権及び不良債権比率推移



◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円,%)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年9月末	358	358	177	180	100.00	100.00
	令和7年9月末	319	319	157	161	100.00	100.00
危険債権	令和6年9月末	1,274	1,191	1,012	178	93.46	68.16
	令和7年9月末	1,049	984	839	144	93.84	69.14
要管理債権	令和6年9月末	61	16	14	2	26.99	4.94
	令和7年9月末	56	13	13	0	24.69	0.56
三月以上延滞債権	令和6年9月末	0	0	0	0	0.00	0.00
	令和7年9月末	1	0	0	0	0.42	0.42
貸出条件緩和債権	令和6年9月末	61	16	14	2	26.99	4.94
	令和7年9月末	55	13	13	0	25.25	0.56
小計(A)	令和6年9月末	1,694	1,566	1,204	361	92.45	73.87
	令和7年9月末	1,425	1,318	1,011	306	92.48	74.11
正常債権(B)	令和6年9月末	115,147					
	令和7年9月末	119,791					
総与信残高 (A)+(B)	令和6年9月末	116,841					
	令和7年9月末	121,216					

※令和6年9月末、令和7年9月末は簡便な方法により自己査定を実施しております。

※開示残高には、貸出金のほか、債務保証見返、未収利息、仮払金を含めております。

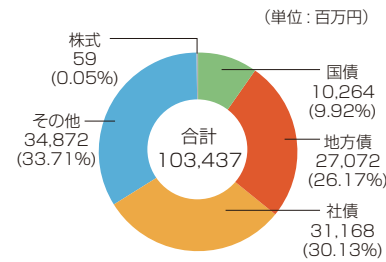
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券の時価情報

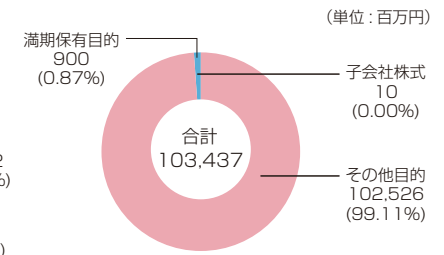
有価証券残高 **1,034** 億円

日銀の利上げの影響等を受けて国内金利が上昇し、当金庫が保有する有価証券の時価は91億40百万円の評価損となっています。評価損は前年同期比29億6百万円拡大しておりますが、当金庫の自己資本額は193億67百万円、自己資本比率は16.63%と高い水準を維持しており、評価損が全て顕在化しても許容できる範囲にあります。当面、厳しい運用環境が続くと予想されますが、リスク管理を強化し、安全な運用に努めてまいります。

有価証券種類別残高 (令和7年9月末) (帳簿価額)



有価証券保有目的別残高 (令和7年9月末) (帳簿価額)



◆満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和7年3月末			令和7年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	26	27	0	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	26	27	0	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	229	227	△2	900	883	△17
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	229	227	△2	900	883	△17
合計		256	254	△2	900	883	△17

(注) 1.時価は、基準日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は外国証券等です。
3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

◆その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和7年3月末			令和7年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	461	424	36	176	132	43
	国債	291	291	0	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	169	132	36	176	132	43
	その他	3,865	3,140	724	9,102	7,990	1,111
	小計	4,326	3,565	761	9,278	8,123	1,155
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	60,808	68,936	△8,128	58,668	67,471	△8,803
	国債	8,413	9,672	△1,258	8,837	10,264	△1,426
	地方債	22,614	27,930	△5,316	21,337	27,072	△5,734
	社債	29,779	31,332	△1,553	28,493	30,135	△1,642
	その他	30,097	31,959	△1,861	25,385	26,860	△1,475
小計	90,905	100,895	△9,989	84,054	94,332	△10,278	
合計		95,232	104,460	△9,228	93,332	102,456	△9,123

(注) 1.貸借対照表計上額は、基準日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は外国証券等です。
3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

◆市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和7年3月末	令和7年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	49	49
組合出資金	21	20
信金中金出資金	1,659	1,659
合計	1,740	1,739

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)による定量開示[単体]

◆自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和6年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	18,894	19,066	19,311
うち、出資金及び資本剰余金の額	459	460	467
うち、利益剰余金の額	18,435	18,623	18,843
うち、外部流出予定額(△)	-	18	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	79	75
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	79	75
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,985	19,145	19,386
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	25	21	19
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	25	21	19
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	21	19
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,959	19,123	19,367
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	116,776	110,543	111,726
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,430	4,724	4,724
信用リスク・アセット調整額	-	-	-
フロア調整額	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	122,207	115,268	116,451
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.51%	16.59%	16.63%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
2. 当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年9月末		令和7年3月末		令和7年9月末	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	116,776	4,671	110,543	4,421	111,726	4,469
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	104,152	4,166	99,002	3,960	99,132	3,965
現金	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	30	1	-	-	-	-
我が国の政府関係機構向け	60	2	120	4	210	8
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,078	323	10,432	417	10,828	433
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	1,055	42	1,054	42
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	39,320	1,572	36,856	1,474	36,510	1,460
中小企業等向け及び個人向け	11,044	441	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	7,689	307	8,887	355
トランザクター向け	-	-	94	3	97	3
抵当権付住宅ローン	1,513	60	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	29,816	1,192	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	29,629	1,185	28,340	1,133
自己居住用不動産等向け	-	-	3,130	125	3,034	121
賃貸用不動産向け	-	-	25,809	1,032	24,780	991
事業用不動産関連向け	-	-	476	19	19	0
その他不動産関連向け	-	-	213	8	506	20
ADC向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	613	24	618	24
三月以上延滞等	18	0	-	-	-	-
延滞等向け	-	-	397	15	379	15
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	56	2	51	2
取立未済手形	14	0	9	0	17	0
信用保証協会等による保証付	552	22	686	27	852	34
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	81	3	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	81	3	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	1,370	54	1,404	56
上記以外	13,621	544	11,142	445	11,029	441
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,758	110	3,015	120	2,995	119
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,569	102	2,039	81	2,002	80
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	477	19	340	13	342	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	166	6	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	1,581	63	1,576	63
上記以外のエクスポージャー	7,650	306	4,164	166	4,113	164
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
証券化 短期STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-

※次のページにつづきます

(単位:百万円)

項目	令和6年9月末		令和7年3月末		令和7年9月末	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,623	504	11,541	461	12,594	503
ルック・スルー方式	12,623	504	11,541	461	12,594	503
マンドート方式	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,430	217	4,724	188	4,724	188
BI	-	-	3,149	125	3,149	125
BIC	-	-	377	15	377	15
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	122,207	4,888	115,268	4,610	116,451	4,658

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年9月末計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和7年3月末及び7年9月末計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

◆金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ		二	
		ΔEVE		ΔNII	
		令和7年3月末	令和7年9月末	令和7年3月末	令和7年9月末
1	上方パラレルシフト	6,985	6,515	474	513
2	下方パラレルシフト	0	0	△230	△266
3	スティープ化	6,221	5,712	-	-
4	フラット化	-	-	-	-
5	短期金利上昇	-	-	-	-
6	短期金利低下	-	-	-	-
7	最大値	6,985	6,515	474	513
		ホ		ヘ	
		令和7年3月末		令和7年9月末	
8	自己資本の額	19,123		19,367	

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

当金庫は、地域経済を担う中小企業に対し、必要資金の供給にとどまらず、コンサルティング機能を発揮して、各企業のライフサイクルに応じてお取引先企業が抱える経営課題の解決を積極的に支援してまいります。

◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業支援のための専門部署の設置

融資部に「企業支援室」を設置し、当金庫の中小企業診断士を中心に営業店と連携してお取引先企業のライフサイクルに応じた経営改善コンサルティングを行っております。

外部機関との連携

経営改善支援にあたっては、北海道中小企業支援ネットワーク等の外部機関と連携し、必要に応じて各課題に精通した専門家の派遣を通じ、お取引先企業が抱える経営課題への支援体制を強化しています。

また、事業再生支援については北海道中小企業活性化協議会や北海道信用保証協会等と連携し、他金融機関との調整を行いながら、抜本的な経営改善に向けての支援を行っております。

経営革新等支援機関の認定

経営革新等支援機関認定制度とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定し、多様化する中小企業の経営課題・事業内容への支援体制を整え、より専門的な支援を行うことを目的に創設された制度です。

当金庫は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定されました。

◆中小企業の経営支援に関する取組み状況

経営改善支援活動

令和7年度は「企業支援室」において、再生支援先として5先を選定し、経営改善コンサルティングを実施しております。

ビジネスマッチング支援

お取引先企業の商談・販路拡大支援として、商談会・ビジネスマッチング等への出展支援を行っております。

顧客ネットワーク組織「ほくもん元気会」の運営

各営業店のお取引先を会員とする「ほくもん元気会」を組織し、異業種交流会、勉強会、講演会などの活動を通じて、会員企業の発展のお手伝いをしております。

地域経済情報誌「中空知管内景況レポート」のご提供

四半期ごとに中空知管内企業のご協力により景気動向を調査し、「中空知管内景況レポート」として公表しております。

◆地域の活性化に関する取組み状況

地域活性化事業に参画

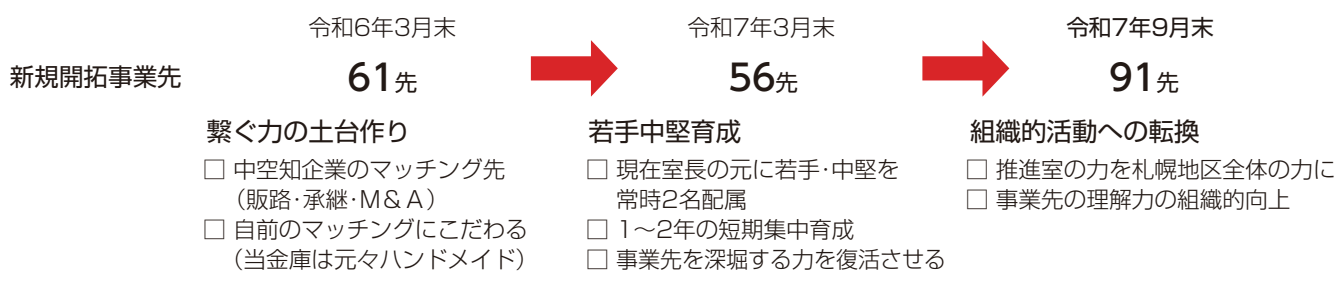
滝川市の地域活性化事業（「滝川市産業活性化協議会」・「たきかわ産業支援相談窓口」）に参画しております。

◆札幌集中経済への現実的対応の必要性

法人開拓推進室の活動

令和5年4月より法人開拓推進室を設置し札幌地区の取引先拡大を実施しております。

事業者支援力÷事業の理解力÷法人先開拓力(入り込む力)



マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止について

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、事務部を担当部署、事務部担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)とは、金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うための制度です。当金庫ではお客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という)のお申し出に公正かつ確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情処理措置

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に各営業店(電話番号は裏表紙記載)または、業務部(☎0125-22-1115)にお申し出下さい。また、当金庫の他にも北海道地区しんきん相談所(☎011-221-3273)、全国しんきん相談所(☎03-3517-5825)をはじめとする受付機関がございます。詳しくは、業務部にご相談下さい。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫または上記しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会(☎011-251-7730)、東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用いただく方法もあります。例えば、札幌弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、札幌弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫業務部にお問い合わせ下さい。

主なトピックス 令和7年度上半期(4～9月)

4月

- 入庫式【写真①】
- 新入職員研修
- 業績表彰

5月

- 花いっぱい運動を実施
- 公益財団法人そらぶちキッズキャンプへ寄贈【写真②】
令和6年度の「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金」の販売実績に基づき、100万円を寄贈いたしました。

6月

- 献血運動に参加【写真③】
- 第77期通常総代会を開催【写真④】
- 第75回全道信用金庫野球大会(道北地区大会)に参加

7月

- 若手職員交流会を開催(7月～8月、計2回)

8月

- 「相続研修」を実施(8月～9月、計2回)
- 「業種別着眼点勉強会」を実施(8月～11月、計4回)
- 職員講話を開催

9月

- たきかわコスモスマラソンのボランティアに参加
- 北空知信金・留萌信金と3金庫合同講演会・交流会を開催
- 「涉外初級研修」を実施



①入庫式



②公益財団法人そらぶちキッズキャンプへ寄贈



③献血運動に参加



④第77期通常総代会

北門信用金庫の地域行事への参加

地域の行事に参加して、地域の皆さまと交流を図っております。



カヤギニまつり(滝川市)



健夏まつり(芦別市)



新琴似西まつり(札幌市北区)



うらうす夏の味覚まつり(浦臼町)



えべつ北海鳴子まつり(江別市)



たきかわコスモスマラソン(滝川市)



北門しんきんのネットワーク

◆店舗網とATM設置一覧 (令和7年11月1日現在)

店名	所在地	電話番号	ATM取扱時間		
			平日	土曜日	日曜・祝日・振替休日
本店	〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号	(0125)22-1111	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
滝川北支店 ◆※	〒073-0018 滝川市朝日町西2丁目1番31号	(0125)23-1111	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
江部乙支店 ●※	〒079-0463 滝川市江部乙町東1丁目11番5号	(0125)75-2111	8:45~18:00		
赤平支店 ●	〒079-1136 赤平市本町1丁目1番地4	(0125)32-4111	8:45~18:00		
芦別支店 ◆	〒075-0011 芦別市北1条東1丁目6番地9	(0124)23-1211	8:45~18:00		
砂川支店 ●	〒073-0141 砂川市西1条南1丁目1番14号	(0125)54-3311	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
歌志内支店 ▼※	〒073-0403 歌志内市字本町91番地	(0125)42-3111	8:45~17:00		
奈井江支店 ◆	〒079-0313 空知郡奈井江町字奈井江町128番地	(0125)65-2311	8:45~18:00		
上砂川支店 ◆※	〒073-0200 空知郡上砂川町字上砂川町40番地10	(0125)62-2211	8:45~17:00		
新十津川支店 ▼※	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央18番地14	(0125)76-2111	8:45~17:00		
浦臼支店 ●※	〒061-0600 樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地223	(0125)68-2011	8:45~17:00		
岩見沢支店 ●	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目1番地	(0126)23-2211	8:45~18:00		
野幌支店 ◆	〒069-0813 江別市野幌町79番地3	(011)385-4111	8:45~18:00		
札幌支店	〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目9番地1	(011)271-4211	8:45~18:00		
ふじの支店 ◆	〒061-2282 札幌市南区藤野2条8丁目20番3号	(011)591-5111	8:45~18:00		
厚別西支店 ●	〒004-0063 札幌市厚別区厚別西3条1丁目5番19号	(011)892-3111	8:45~18:00		
篠路支店 ◆	〒002-8022 札幌市北区篠路2条4丁目6番11号	(011)771-1411	8:45~18:00		
白石支店 ◆	〒003-0027 札幌市白石区本通4丁目北1番1号	(011)863-3711	8:45~18:00		
新琴似支店 ●	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号	(011)764-7711	8:45~18:00		
法人開拓推進室 ●	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号 新琴似支店2階	(011)764-7711			
手稲前田支店 ◆	〒006-0815 札幌市手稲区前田5条1丁目5番1号	(011)685-1111	8:45~18:00		
栄町支店 ●	〒007-0843 札幌市東区北43条東15丁目3番30号	(011)753-8811	8:45~18:00		
千歳支店 ▼	〒066-0062 千歳市千代田町3丁目8番地	(0123)26-3111	8:45~18:00		
石狩支店 ●	〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目3番地1	(0133)64-3911	8:45~18:00		

※窓口閉鎖時間中は、開いている最寄りの店舗または、ATMをご利用くださいますようお願いいたします。

◆、▼、●の表記のある店舗は、◆11:30~12:30 ▼12:00~13:00 ●12:30~13:30の時間帯は昼休み(窓口閉鎖)です。

※の表記のある店舗は、預金特化型店舗です。

当金庫は、預金関係のご利用が集中している店舗に関して、業務の円滑化・効率化と地域インフラである店舗網の中長期的な維持を企図し、江部乙支店、滝川北支店、新十津川支店、上砂川支店、歌志内支店、浦臼支店を預金特化型店舗として運営しております。預金特化型店舗への移行に伴い、ご融資に関する件につきましては、ご来店を要するご用向きに関しては下記の母店にご足労をおかけすることになりますが、今まで同様に担当者を専任し、ご訪問を中心とした対応を引き続きして参りますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

母店	預金特化型店舗
本店	江部乙支店、滝川北支店、新十津川支店
砂川支店	上砂川支店、歌志内支店
奈井江支店	浦臼支店

◆店外ATMコーナー (令和7年11月1日現在)

店名	所在地	ATM取扱時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝日・振替休日
滝川市役所	滝川市役所庁舎1階	9:00~17:00		
滝川市立病院	滝川市立病院1階外来ホール	9:00~17:00		
新十津川町役場	新十津川町役場庁舎1階	9:00~17:00		



<https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

